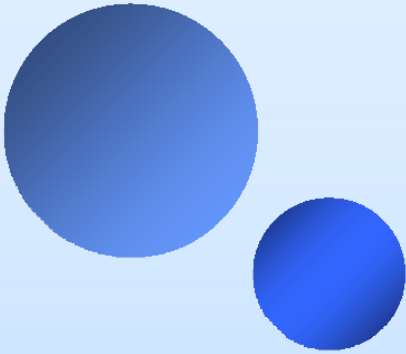


被災者支援に関する 各種制度の概要



新城市



災害から一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々の協働や支援制度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切です。

また、暮らしの場である地域の復興のために、地域の住民同士が助け合い、取り組んでいくことも大切です。

市、県、国等では、被災者の生活再建への取組を支援するため、各種の支援制度を用意しております。

このパンフレットは、皆さまが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう支援制度をまとめたものです。

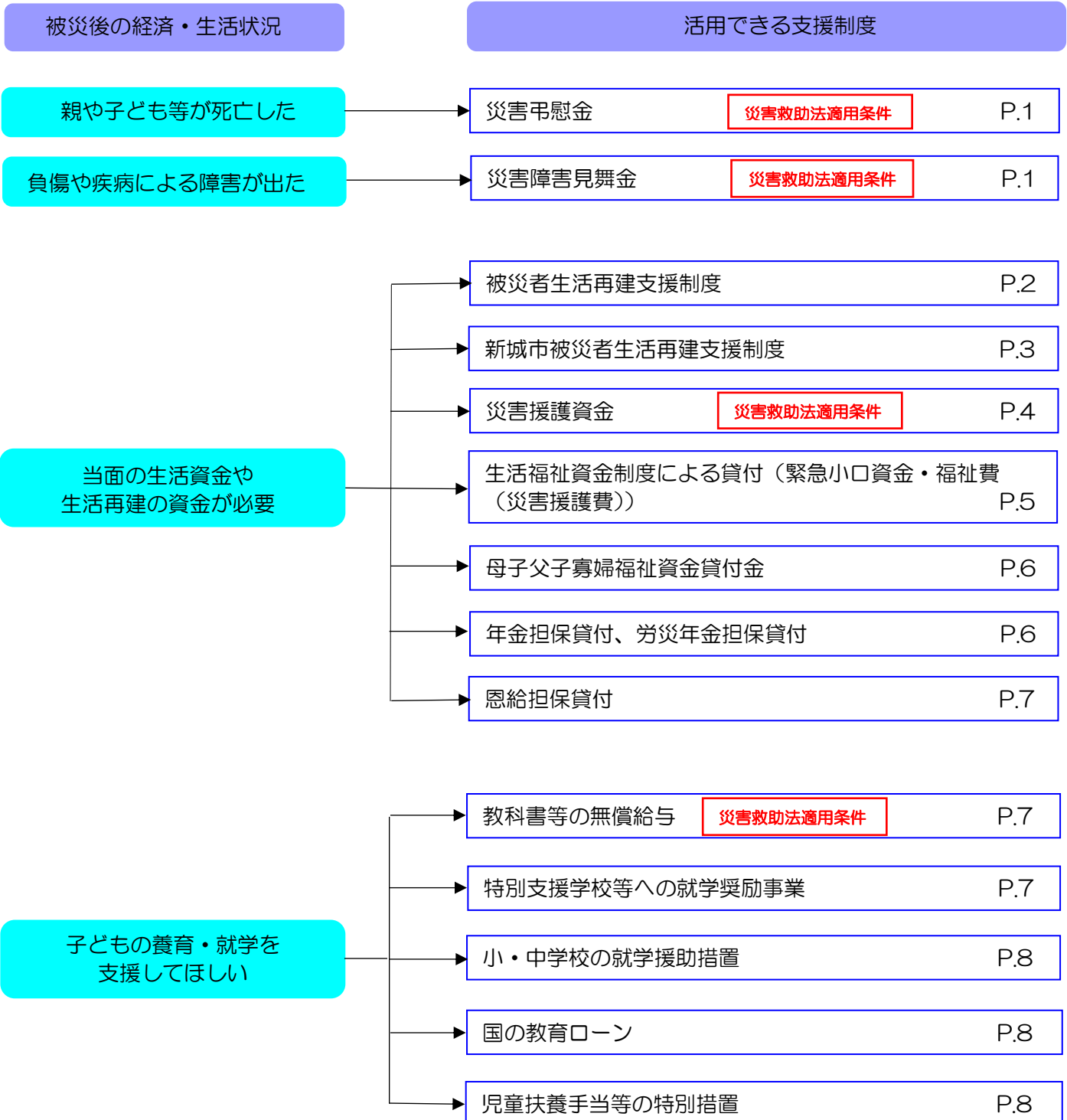
併せて、災害による被害を軽減し、速やかに復興を成し遂げるためには、日頃からの取組が大切です。

「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日頃から防災対策に取り組んでいただきたいと思います。

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

※ それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用にならない場合があります。
被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

※ **災害救助法適用条件** の印のあるものは、災害救助法の適用が制度適用の要件となっている支援制度です。



経済・生活面の支援 ~被災後のくらしの状況から支援制度を探す~

税金や保険料等の軽減や
支払猶予等をしてほしい

地方税の特別措置 P.9

国税の特別措置 P.9

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等 P.10

国民年金保険料の免除等 P.10

障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 P.11

放送受信料の免除 災害救助法適用条件 P.11

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 災害救助法適用条件 P.11

生活に困窮している

生活保護 P.12

生活困窮者自立支援制度 P.12

離職後の生活を支援してほしい

未払賃金立替払制度 P.13

離職後の生活を支援してほしい

雇用保険の失業等給付 災害救助法適用条件 P.14

再就職を支援してほしい

ハロートレーニング（公的職業訓練） P.14

法的トラブルの解決方法を
知りたい

法的トラブル等に関する情報提供 P.14

弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度 P.15

住まいの確保・再建のための支援

～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

住まいの被害状況に応じて

※全壊、大規模半壊、半壊等被害程度を証明するものとして「罹災証明」があります。P.24 をご覧ください。

再建の意向

活用できる支援制度

住まいを建て替え・取得したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資
災害復興住宅融資（建設） P.16
災害復興住宅融資（購入） P.16
災害復興住宅融資（補修） P.17
住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 P.18

住まいを補修したい

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 P.11

災害援護資金等の貸付
生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費)) P.18
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 P.19
災害援護資金 P. 4

民間賃貸住宅に移転したい

被災者生活再建支援制度 P. 2

公共賃貸住宅に移転したい

公営住宅への入居 P.19

応急仮設住宅に移転したい

応急仮設住宅への入居 P.19

土砂等を除去したい

障害物の除去 **災害救助法適用条件** P.20

応急的に住宅を修理したい

住宅の応急修理 **災害救助法適用条件** P.20

宅地を直したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資
宅地防災工事融資 P.21
地すべり等関連住宅融資 P.21

住まいの再建に当たり耐震化・省エネ等を図りたい

住宅の耐震化事業 P.22

長期優良住宅化リフォーム推進事業 P.22

地域型住宅グリーン化事業 P.23

リフォーム税制 P.23

中小企業・自営業への支援

～事業再建のための支援制度を探す～

被災後の事業・雇用の状況

活用できる支援制度

農林漁業の再建資金が必要
【農林漁業者】

株式会社日本政策金融公庫による資金貸付 P.25

中小企業事業の再建資金が必要
【中小企業者】

小規模事業者経営改善資金（マル経融資） P.25

生活衛生改善貸付 P.25

災害復旧貸付 災害救助法適用条件 P.26

セーフティネット保証4号 災害救助法適用条件 P.26

災害関係保証 災害救助法適用条件 P.27

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 P.11

再就職を支援してほしい

職場適応訓練費の支給 P.27

相談窓口 ～行政への相談窓口を探す～

相談窓口名	相談内容等
事業資金相談ダイヤル	個人企業や中小企業、農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続等 P.28
あいちこころほっとライン 365	不安、悩みなどのこころの健康 P.28
名古屋いのちの電話	生きる力を失いかけている方の心を支える P.28
人権相談	差別やプライバシー侵害などの人権問題 P.28
法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）	解決に役立つ法制度や窓口の案内 P.29
よりそいホットライン	生きにくさ、暮らしにくさを抱える人のための無料電話相談 P.29
NHK ふれあいセンター	放送受信料やNHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的な相 P.29
消費者ホットライン 188	地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口の案内 P.29

経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金	災害救助法適用条件		
支援の種類	給付			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市条例で定める額（250万円以下）を支給 			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●ご遺族の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。） <p style="color: red; margin-top: 10px;">※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>			
お問い合わせ	福祉課	電話	0536-23-7624	

制度の名称	災害障害見舞金	災害救助法適用条件		
支援の種類	給付			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市条例で定める額（125万円以下）を支給 			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 <p style="color: red; margin-top: 10px;">※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>			
お問い合わせ	福祉課	電話	0536-23-7624	

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																										
支援の種類	給付																																										
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) 																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援額</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く。)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④大規模半壊 (損害割合 40%台)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く。)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く。)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>		基礎支援額	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	住宅の再建方法)		①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く。)	50万円	150万円	④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く。)	50万円	100万円	⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く。)	25万円	25万円	<ul style="list-style-type: none"> ●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。
	基礎支援額		加算支援金		計																																						
	(住宅の被害程度)	住宅の再建方法)																																									
①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																							
		補修	100万円	200万円																																							
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円	150万円																																							
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																							
		補修	100万円	150万円																																							
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円	100万円																																							
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円																																							
		補修	50万円	50万円																																							
		賃借(公営住宅を除く。)	25万円	25万円																																							
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等 ●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 																																										
お問い合わせ	福祉課	電話	0536-23-7624																																								

制度の名称	新城市被災者生活再建支援制度				
支援の種類	給付				
制度の内容	<p>※前頁の被災者生活再建支援制度の対象とならない（自然災害で新城市において住居の全壊が10世帯未満の災害）被災者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次のとおりです。 （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。） 				
		基礎支援額 (住宅の被害程度)	加算支援金 住宅の再建方法	計	
	①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借（公営住宅を除く。）	50万円	150万円
	④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借（公営住宅を除く。）	50万円	100万円
	⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
賃借（公営住宅を除く。）			25万円	25万円	
	<ul style="list-style-type: none"> ●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 ●加算支援金については、市内で住宅の再建を行う場合に限りです。 				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の対象となる自然災害は、10世帯未満の住宅全壊被害が発生した市町村等 ●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 				
	お問い合わせ	福祉課	電話	0536-23-7624	

制度の名称	災害援護資金 災害救助法適用条件														
支援の種類	貸付（融資）														
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は、次のとおりです。 														
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合													
		ア 当該負傷のみ	150万円												
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円												
		ウ 住居の半壊	270万円												
		エ 住居の全壊	350万円												
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合															
ア 家財の3分の1以上の損害		150万円													
イ 住居の半壊		170万円													
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	250万円														
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円														
貸付利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）														
据置期間	3年以内（特別の場合5年）														
償還期間	10年以内（据置期間を含む。）														
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">世帯人員</th> <th style="background-color: #ffff00;">市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table>			世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とします。
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額													
	1人	220万円													
2人	430万円														
3人	620万円														
4人	730万円														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とします。														
<p style="color: red;">※対象となる災害は、自然災害で愛知県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。</p>															
お問い合わせ	福祉課	電話	0536-23-7624												

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は、次のとおりです。 		
	■緊急小口資金		
	貸付限度額	10万円以内	
	貸付利率	無利子	
	据置期間	貸付けの日から2か月以内	
	償還期間	据置期間経過後12か月以内	
	■福祉費（災害援護費）		
	貸付限度額	150万円（目安）	
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	
	据置期間	貸付けの日から6か月以内	
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、新城市社会福祉協議会にご相談ください。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●福祉費（災害援護費）については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 		
お問い合わせ	新城市社会福祉協議会	電話	0536-23-5618

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であって、配偶者のない方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方 		
お問い合わせ	児童養育支援室	電話	0536-22-9918

制度の名称	年金担保貸付、労災年金担保貸付								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。 ●貸付限度額等は、次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="343 1406 1501 1702"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入又は1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については、独立行政法人福祉医療機構ホームページ http://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uplords/20181003nentan.pdf 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>			貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入又は1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）								
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など								
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入又は1名以上の連帯保証人が必要								
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。								
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構（厚生年金、労災年金等）	電話	03-3438-0224						

制度の名称	恩給担保貸付		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給等を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は、次のとおりです。 		
	貸付限度額	恩給	250万円以内。ただし、恩給の年額の3年分以内
		共済年金	250万円以内。ただし、共済年金の年額の1.4年分以内（生活費は100万円以内）
	対象経費	住宅などの資金や事業資金	
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要		
	<ul style="list-style-type: none"> ※1 金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。 ※2 共済年金による融資の貸付限度額は、年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。 		
活用できる方	●恩給等の受給者の方が対象です。		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 豊橋支店	電話	0532-52-3191

制度の名称	教科書等の無償給与	災害救助法適用条件	
支援の種類	現物支給		
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。		
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。）が対象です。		
お問い合わせ	学校教育課	電話	0536-23-7607

制度の名称	特別支援学校への就学奨励事業		
支援の種類	給付・還付		
制度の内容	●被災により、特別支援学校への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。		
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯		
お問い合わせ	教育総務課	電話	0536-23-7633

制度の名称	小・中学校の就学援助措置		
支援の種類	給付・還付		
制度の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費を援助します。		
活用できる方	●災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。		
お問い合わせ	教育総務課	電話	0536-23-7633

制度の名称	国の教育ローン		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。		
	●貸付限度額等は、次のとおりです。		
	貸付限度額	学生・生徒1人当たり350万円以内	
	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金又は連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者を除く。）に限る。）が必要		
	※金利については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。		
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンセンター	電話	0570-008656

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置		
支援の種類	給付		
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。		
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯		
お問い合わせ	こども未来課・福祉課	電話	0536-23-7622（こども未来課） 0536-23-7624（福祉課）

制度の名称	地方税の特別措置		
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引下げを含む。）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ● 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ● 期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続は必要ありません。 		
活用できる方	● 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。		
お問い合わせ	愛知県・税務課、債権管理室	電話	0536-23-7615（税務課） 0536-23-7679（債権管理室）

制度の名称	国税の特別措置		
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引下げを含む。）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。 ● 納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請することにより、納税の猶予を受けることができます。 ● 予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請することにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ● 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについては、その支払者を經由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ● 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災害減免法」という。）に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などを行うことができないと認められる方が対象です。 ● 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む。）で災害により全積極財 		

	<p>産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など一定の要件を満たす方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ● 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ● 雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減税法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。 		
お問い合わせ	新城税務署	電話	0536-22-2141

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等						
支援の種類	減免・支払猶予						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等が講じられます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予</td> <td style="width: 50%;">国民健康保険税及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>介護保険料及び窓口負担の減免</td> <td>介護保険料の減免・支払猶予措置や窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> </table>			国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険税及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。	介護保険料及び窓口負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険税及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。						
介護保険料及び窓口負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。						
活用できる方	● 災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方						
お問い合わせ	保険医療課、高齢者支援課	電話	0536-23-7625（保険医療課） 0536-23-7688（高齢者支援課）				

制度の名称	国民年金保険料の免除等		
支援の種類	免除・納付猶予		
制度の内容	● 災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合があります。		
活用できる方	● 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、概ね2分の1以上の損害を受けられた方が対象です。		
お問い合わせ	保険医療課	電話	0536-23-7625

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免		
支援の種類	減免		
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。		
活用できる方	●災害等その他特別な事情により、障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いが困難であると認められる方		
お問い合わせ	福祉課	電話	0536-23-7624

制度の名称	放送受信料の免除	災害救助法適用条件	
支援の種類	減免		
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html		
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方		
お問い合わせ	日本放送協会	電話	0570-077-077（ナビダイヤル） 利用できない場合は、050-3786-5003

制度の名称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	災害救助法適用条件	
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引下げ含む。）、サービス		
制度の内容	●住宅ローンを借りている個人の方や事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 （注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは、次のとおりです。 ・財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響がおよびません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。		
活用できる方	●自然災害の影響によって災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができない又は近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。		
お問い合わせ	●ローンの借入先にお問い合わせください。		

制度の名称	生活保護												
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与												
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給に当たっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 生活扶助額の例（※令和元年10月～） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>世帯構成</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>135,830円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>65,270円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>102,430円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>164,670円</td> </tr> </tbody> </table>			世帯構成	地方郡部等	3人世帯（33歳、29歳、4歳）	135,830円	高齢者単身世帯（68歳）	65,270円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	102,430円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	164,670円
世帯構成	地方郡部等												
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	135,830円												
高齢者単身世帯（68歳）	65,270円												
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	102,430円												
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	164,670円												
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。												
お問い合わせ	福祉課	電話	0536-23-7624										

制度の名称	生活困窮者自立支援制度		
支援の種類	サービス、給付、現物支給		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉事務所の相談窓口において、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うものです。 ・自立相談支援事業 相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。 ・住居確保給付金の支給 離職により住居を失った方等に対し、就職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給します。 ・就労準備支援事業 就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成・改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、最長1年間の集中的な支援を行います。 ・家計改善支援事業 家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行います。 ・一時生活支援事業 住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。 ・子どもの学習・生活支援事業 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かな支援を行います。 ・認定就労訓練事業 		

	民間事業者の自主的な取組として、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。		
活用できる方	●生活に困窮する方（一部の事業の利用には年齢や資産・収入に関する要件があります。）		
お問い合わせ	福祉課	電話	0536-23-7624

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は、立替払を受けることができます。 （1）使用者が、 <ul style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと。 2. 1年以上事業活動を行っていたこと。 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと。この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 <li style="padding-left: 20px;">イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと。この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 （2）労働者が倒産について、裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●豊橋労働基準監督署 電話 0532-54-1192 所在地ご案内：http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html ●独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話 044-431-8663

制度の名称	雇用保険の失業等給付	災害救助法適用条件	
支援の種類	給付		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。 		
お問い合わせ	新城公共職業安定所	電話	0536-22-1160

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）		
支援の種類	給付・還付、サービス		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koryo_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつ、その訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。 		
お問い合わせ	新城公共職業安定所	電話	0536-22-1160

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供		
支援の種類	サービス		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください。）。 		
お問い合わせ	<p style="text-align: center;">おなやみなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ●法テラス三河法律事務所 電話 050-3383-5467 		

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度								
支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）								
制度の内容	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士又は司法書士による無料法律相談（以下「法律相談援助」という。） ● 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（以下「代理援助」という。） ● 裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（以下「書類作成援助」という。） 								
活用できる方	<p>次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。</p> <p>※法律相談援助の場合は、（１）と（３）、代理援助と書類作成援助の場合は（１）から（３）のいずれも満たす必要があります。</p> <p>（１）資力が一定額以下であること。 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。</p> <p>①月収が一定額以下であること。 単身者 182,000円以下 2人家族 251,000円以下 3人家族 272,000円以下 4人家族 299,000円以下 ※5人家族以上は、1人増につき30,000円が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>単身者／41,000円</td> <td>2人家族／53,000円</td> </tr> <tr> <td>3人家族／66,000円</td> <td>4人家族以上／71,000円</td> </tr> </table> <p>②保有資産が一定額以下であること。 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く。）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、次の基準を満たす必要があります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>単身者／180万円以下</td> <td>2人家族／250万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人家族／270万円以下</td> <td>4人家族／300万円以下</td> </tr> </table> <p>※3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。</p> <p>（２）勝訴の見込みがないとはいえないこと。 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。</p> <p>（３）民事法律扶助の趣旨に適すること。 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。</p>	単身者／41,000円	2人家族／53,000円	3人家族／66,000円	4人家族以上／71,000円	単身者／180万円以下	2人家族／250万円以下	3人家族／270万円以下	4人家族／300万円以下
単身者／41,000円	2人家族／53,000円								
3人家族／66,000円	4人家族以上／71,000円								
単身者／180万円以下	2人家族／250万円以下								
3人家族／270万円以下	4人家族／300万円以下								
お問い合わせ	<p style="text-align: right;">おなやみなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 ● 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ● 法テラス三河法律事務所 電話 050-3383-5467 								

住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）										
支援の種類	貸付（融資）										
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 （店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。） ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">融資限度額（※1）</th> <th style="width: 30%;">返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地取得資金あり</td> <td style="text-align: center;">2,700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地取得資金なし</td> <td style="text-align: center;">3,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む。）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/lorn/yushi/info/saigai.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>				融資限度額（※1）	返済期間（※2）	土地取得資金あり	2,700万円	35年	土地取得資金なし	3,700万円
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）									
土地取得資金あり	2,700万円	35年									
土地取得資金なし	3,700万円										
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。 										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター	電話	0120-086-353								

制度の名称	災害復興住宅融資（購入）						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 （店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。） ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">融資限度額（※1）</th> <th style="width: 40%;">返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p>			融資限度額（※1）	返済期間（※2）	3,700万円	35年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）						
3,700万円	35年						

	<p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む。）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>(注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/lorn/yushi/info/saigai.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		
活用できる方	<p>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</p>		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター	電話	0120-086-353

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <p>●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額（※1）</th> <th style="width: 50%;">返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,200万円</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む。）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>(注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/lorn/yushi/info/saigai.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>			融資限度額（※1）	返済期間（※2）	1,200万円	20年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）						
1,200万円	20年						
活用できる方	<p>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</p>						
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター	電話	0120-086-353				

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引下げ含む。）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は、次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※フラット35（買取型）の場合は、0.5%引き下げた金利 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは、住宅金融支援機構又はお取扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※（参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/lorn/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は、次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="351 1612 1177 1825"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> ●なお、大規模災害時には貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、新城市社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6か月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	250万円（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6か月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 								
お問い合わせ	新城市社会福祉協議会 電話 0536-23-5618								

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は、次のとおりです。 		
	貸付限度額	200万円以内	
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	
	据置期間	6か月	
	償還期間	7年	
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。		
お問い合わせ	児童養育支援室	電話	0536-22-9918

制度の名称	公営住宅入居		
支援の種類	現物支給・現物貸与		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は、収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。 		
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかなる方		
お問い合わせ	都市計画課	電話	0536-23-7640

制度の名称	応急仮設住宅への入居		
支援の種類	現物供与		
制度の内容	●災害により住宅を失った方のうち、自らの資力では住宅を確保できない方に対し、避難所の早期解消と長期的に居住できる住宅への早期移行のため、発災後約1か月～約2年までの間、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図ります。		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害で被災し、原則として以下の全てに該当する方であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊、全焼又は流出した方であること。 ・居住する住家がない方であること。 ・自らの資金では、住宅を得ることができない方であること。 		
お問い合わせ	都市計画課	電話	0536-23-7640

制度の名称	障害物の除去	災害救助法適用条件		
支援の種類	現物支給			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。 ●障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。 ●障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当たりの平均が13万7,900円以内（令和元年10月基準）です。ただし、この費用の額以内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うことができます。 			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険をおよぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。 ●雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされる場合にも対象となります。 			
お問い合わせ	災害救助法が適用された市町村	電話	0536-23-1111	

制度の名称	住宅の応急修理	災害救助法適用条件		
支援の種類	現物支給			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は、住宅が半壊（半焼）又は準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は、令和元年10月基準において1世帯当たり、 <ul style="list-style-type: none"> ①大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内 ②準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、罹災証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び準半壊」と記載されている方 <p>※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨災害から応急仮設住宅の入居が可能となりました。（入居期限は、災害の発生の日から原則6か月）</p>			
お問い合わせ	都市計画課	電話	0536-23-7640	

制度の名称	宅地防災工事融資						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,190万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </table> <p>※その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/lorn/yushi/info/takubo/index.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>			融資限度額	1,190万円	償還期間	20年以内
	融資限度額	1,190万円					
償還期間	20年以内						
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター	電話	0120-086-353				

制度の名称	地すべり等関連住宅融資									
支援の種類	貸付（融資）									
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には、主に次のタイプがあります。 									
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。								
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。								
	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。								
	<ul style="list-style-type: none"> ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取得資金なし</td> <td>2,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金あり</td> <td>3,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/lorn/yushi/info/jisuberi/index.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>				融資限度額	返済期間	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり
	融資限度額	返済期間								
土地取得資金なし	2,700万円	35年								
土地取得資金あり	3,700万円									
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有									

	者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター	電話	0120-086-353

制度の名称	住宅の耐震化事業		
支援の種類	補助		
制度の内容	●住宅の耐震性の向上等を図る事業です。		
活用できる方	●住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修及び建替え等を行う方が対象です。		
お問い合わせ	都市計画課	電話	0536-23-7640

制度の名称	長期優良住宅化リフォーム推進事業														
支援の種類	補助														
制度の内容	<p>●耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助します。</p> <p>●補助率は1/3で、補助限度額は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="349 981 1501 1319"> <thead> <tr> <th></th> <th>リフォーム後の住宅の性能</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合</td> <td>100万円/戸(150万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合</td> <td>200万円/戸(250万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合</td> <td>250万円/戸(350万円/戸)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三世帯同居対応改修工事を実施する場合 ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合 ・既存住宅を購入し、工事を実施する場合 				リフォーム後の住宅の性能	補助限度額	①	長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸(150万円/戸)	②	長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	200万円/戸(250万円/戸)	③	②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円/戸(350万円/戸)
	リフォーム後の住宅の性能	補助限度額													
①	長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸(150万円/戸)													
②	長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	200万円/戸(250万円/戸)													
③	②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円/戸(350万円/戸)													
活用できる方	<p>●本事業の要件を満たすリフォームを行う方</p> <p>※補助の申請は、本事業に登録されたリフォーム工事の施行業者又は買取再販事業者</p>														
お問い合わせ	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 電話 03-5229-7568 URL http://www.choki-r-shien.com/r2/index.html														

制度の名称	地域型住宅グリーン化事業		
支援の種類	補助		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の建設及び省エネ改修に対して補助を行っております。 ●補助対象及び補助限度額は、下記のとおりです。 		
	長寿命型	長期優良住宅の建設に要する費用（補助限度額：110万円）	
	高度省エネ型	認定低炭素住宅又は性能向上計画認定住宅の建設に要する費用（補助限度額：110万円）	
	ゼロエネ住宅型	ゼロ・エネルギー住宅の建設に要する費用（補助限度額：140万円）	
	省エネ改修型	外壁・窓等の改修、省エネ設備の設置による省エネ改修に要する費用（補助額：50万円）	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業の要件を満たす木造住宅の建設又は省エネ改修を行う方 ※補助の申請は、本事業に参加している施工業者		
お問い合わせ	地域型住宅グリーン化事業評価事務局 電話 03-3560-2886 URL https://chiiki-grn.kennetserve.jp/ （お近くの参加工務店を検索できます。）		

制度の名称	リフォーム税制		
支援の種類	税制特例措置		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国税の控除 所得税について、工事内容に応じて20万円～60万円程度の控除を受けることができます。 ●地方税の減額 固定資産税について、工事内容に応じて一定割合（1/3～2/3）の減額を受けることができます。 ※詳細については、国土交通省ホームページの「住宅のリフォームに利用可能な税制特例」 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。		
	活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震リフォーム、省エネリフォーム、バリアフリーリフォーム、長期優良住宅化リフォーム等を行い、一定の要件を満たす方が対象となります。 	
お問い合わせ	国税の控除：新城税務署	電話	0536-22-1111（新城税務署）
	地方税の減額：愛知県、税務課		0536-23-7615（税務課）



(参考) 罹災証明

罹災証明書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者に交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際の判断材料として活用されるものです。

罹災証明書により証明される住家の被害の程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき、それらの判定が行われます。

■被害認定基準

全壊 (全焼・全流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもので、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。

詳細は、内閣府のホームページを御確認ください。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

※「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」が令和2年12月4日に施行されたことに伴い、被害認定基準に「中規模半壊」を追加しております。

農林漁業・中小企業・自営業への支援

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸与		
支援の種類	融資		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ○漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。 		
活用できる方	●農林漁業者等		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫	電話	0120-154-505

制度の名称	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和2年11月1日現在 1.21% 		
活用できる方	以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く。）の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方		
お問い合わせ	新城市商工会	電話	0536-22-1778

制度の名称	生活衛生改善貸付		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和2年11月1日現在 1.21% 		

活用できる方	以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下（旅館業及び興行場営業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主 2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方		
お問い合わせ	愛知県生活衛生同業組合連合会 愛知県生活衛生営業指導センター	電話	052-962-3920 052-953-7443

制度の名称	災害復旧貸付 災害救助法適用条件										
支援の種類	貸付（融資）										
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資します。 ●災害復旧貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活事業 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>適用する各貸付制度の貸付期間に準じる。 ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ○中小企業事業 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ●その他の条件等詳しくは、以下のお問い合わせ先にご確認ください。 			貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円	償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる。 ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円										
償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる。 ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）										
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内										
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）										
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等										
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫	電話	0120-154-505								

制度の名称	セーフティネット保証4号 災害救助法適用条件		
支援の種類	信用保証		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内） ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。 		
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む。） <ul style="list-style-type: none"> （イ）指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（売上高等の減少について、市町村長の認定が必要）。 		
お問い合わせ	愛知県信用保証協会東三河支店	電話	0532-57-5611

制度の名称	災害関係保証	災害救助法適用条件		
支援の種類	信用保証			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定 ●無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円まで一般保証及びセーフティネット保証 4 号とは別枠で利用できます。 			
活用できる方	災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市が発行する罹災証明書が必要になりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応しますので、ご相談ください。）			
お問い合わせ	愛知県信用保証協会	電話	0532-57-5611	

制度の名称	職場適応訓練費の支給			
支援の種類	給付・還付			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。 ●事業主は、訓練費として職場適応訓練生 1 人につき 24,000 円/月（重度の障害者 25,000 円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960 円/日（重度の障害者 1,000 円/日）です。 ●訓練期間は、6 か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練は 1 年）以内です。短期の職場適応訓練については、2 週間（重度の障害者に係る訓練は 4 週間）以内です。 			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 <ul style="list-style-type: none"> イ 職場適応訓練を行う設備があること。 ロ 指導員としての適当な従業員がいること。 ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること。 ニ 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること。 ホ 職場適応訓練終了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること。 			
お問い合わせ	愛知労働局職業安定部訓練室 新城公共職業安定所	電話	052-688-5755 0536-22-1160	

相 談 窓 口

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル		
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続等に関する相談を受け付けています。 受付時間は、平日午前9時から午後7時まで 		
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/ (日本政策金融公庫) ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 ・特別相談窓口一覧 (日本政策金融公庫) https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html 		

相談窓口名	あいちこころほっとライン365		
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康について電話相談を行っています。 相談受付日時：年中無休 午前9時から午後8時30分まで 		
お問い合わせ	愛知県精神保健福祉センター	電話	052-951-2881

相談窓口名	名古屋いのちの電話		
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●生きる力を失いかけている方に、生きる意欲を自ら見出せるよう電話を通じて心の支えになります。 相談受付日時：年中無休 毎日24時間 		
お問い合わせ	愛知いのちの電話協会	電話	052-931-4343

相談窓口名	人権相談		
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は、平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。 		
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 0570-003-110 (全国共通・ナビダイヤル) ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110 (全国共通・フリーダイヤル) ●女性の人権ホットライン【セクシャル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810 (全国共通・ナビダイヤル) ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/ (パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) ●外国語人権相談ダイヤル (Foreign language Human Rights Hotline) 0570-090-911 (全国共通・ナビダイヤル) 		

相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替等の援助を行っています。
お問い合わせ	<p style="text-align: center;">おなやみなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ●法テラス三河法律事務所 電話 050-3383-5467

制度の名称	よりそいホットライン
支援の種類	サービス
制度の内容	●「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、24 時間 365 日、無料電話によって相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。
活用できる方	●生きにくさ、暮らしにくさを抱える人
お問い合わせ	電話 0120-279-338

制度の名称	NHK ふれあいセンター
支援の種類	サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●放送受信料に関するお問い合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 ●NHK のテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ https://www.nhk.or.jp/css/communication/callcenter.html
活用できる方	●窓口にお問い合わせください。
お問い合わせ	<p>（災害免除に関するお問い合わせ） 0570-077077（9：00-18：00 年末年始を除く。） 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003（9：00-18：00 年末年始を除く。）</p> <p>（住所変更等のご連絡） 0120-151515（9：00-18：00 年末年始を除く。） 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003（9：00-18：00 年末年始を除く。）</p> <p>（NHK のテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ） 0570-003434（9：00-18：00 年末年始を除く。）</p> <p>上記電話番号がご利用になれない場合は、</p>

	東日本（北海道、東北、関東、甲信越、東海・北陸） 電話 050-3786-5005
--	--

制度の名称	消費者ホットライン188		
支援の種類	サービス		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者トラブルでお困りの方に、お近くの消費生活センター等の相談窓口をご案内します。 https://www.caa.go.jp/consumers/damage 		
お問い合わせ	消費者ホットライン	電話	188（局番なし）

作成年月 令和2年5月

作成編集 新城市総務部防災対策課

〒441-1392 新城市字東入船115番地 (市役所本庁舎3階)